

周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託プロポーザル評価会
ヒアリング実施要領

令和7年10月17日

周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託
プロポーザル評価会

1. 目的

この要領は、周南市プロポーザル評価会設置要綱第3条の規定に基づき、技術提案等の評価を行うためのヒアリングの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2. ヒアリングの実施日時及び場所

実施日時：令和7年12月24日（水）（予定）

場 所：周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所

3. ヒアリング参加者に関する事項

ヒアリング会場に入場して説明を行う者は、技術資料の業務実施体制に記載された管理技術者及び担当技術者とし、その人数は3名以内とする。また、主に説明、質疑応答を行う者は、管理技術者または主たる担当技術者とする。

4. ヒアリングの実施内容に関する事項

- ① ヒアリングにおける説明及び質疑応答は、提出された参加表明書、技術資料、技術提案書に記載された内容を基に説明すること。当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル、プロジェクターを利用した画像及び動画等を使用して説明することも可能とする。ただし、技術資料及び技術提案書に無い新たな提案や、追加資料の配布等は認めない。
- ② ヒアリング時間は、各参加者につき、説明時間を25分以内、質疑応答を30分程度とする。

5. ヒアリング実施中の留意事項

- ① ヒアリング参加者のヒアリング会場への入場は、担当課職員が指示するものとし、それ以外はヒアリング会場への入場はできないものとする。
- ② ヒアリングにおいて、評価者又は担当課職員に対する参加者からの質問は受け付けない。
- ③ ヒアリングを実施している間に会場から退出したヒアリング参加者は、ヒアリング会場に再入場することはできないものとする。
- ④ ヒアリング会場において、外部関係者との通話、通信を行ってはならない。
- ⑤ ヒアリング参加者は、ヒアリングの状況を録画又は録音してはならない。

- ⑥ ヒアリングは匿名で実施するため、資料への企業名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないよう十分注意すること。

6. その他の事項

- ① ヒアリングの進行は、担当課が行う。
- ② ヒアリングは、非公開で実施する。ただし、ヒアリングの実施内容については、概要を公表する場合がある。
- ③ 5. に定める留意事項を遵守できないほか、ヒアリングの円滑な実施及び公正かつ公平な評価を妨げると認められる場合には、該当するヒアリング参加者をヒアリング会場から退出させることがある。
- ④ この要領に定めるもののほか、ヒアリングの実施に関して定めるべき事項が生じた場合は、会長が評価会に諮って定めるものとする。

附 則 この要領は、ヒアリング実施中に限り効力を発する。